

支 払 基 金  
平成25年12月13日

### 医薬品マスターの改定について

平成25年12月13日付け厚生労働省告示第373号及び同第374号に基づき医薬品マスターを改定しました。

また、薬価基準収載医薬品の商品名について、別紙1のとおり新たに医薬品コードを設定しましたのでお知らせします。

厚生労働省告示第373号による医薬品について、「医薬品名・規格名」が32文字を超えるものは、別紙2のとおり省略しています。

なお、平成25年11月29日付け厚生労働省告示第365号により公表した医薬品マスターに一部訂正がありましたので、別紙3にてお知らせします。